

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月19日

鹿島地方事務組合管理者 石田 進

1 入札対象工事

- (1) 工 事 番 号 鹿島地方事務組合公告第17号
- (2) 工 事 名 7庁舎外壁及び屋上防水改修工事（鹿島港消防署）
- (3) 工 事 業 種 建築一式工事
- (4) 工 事 場 所 神栖市東深芝13番地 鹿島港消防署
- (5) 工 事 概 要 建築工事 N=1式
- (6) 工 期 契約締結の翌日から 令和7年12月26日まで
- (7) 予 定 価 格 金11,390,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (8) 最低制限価格 未公表（事後公表）

2 入札参加形態 単体

3 入札参加資格

- (1) 公告日現在において、令和7・8年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の建設工事、又は令和7・8年度神栖市競争入札参加資格者名簿の建設工事に登載されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により対象工事に係る許可を有し、同法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 入札（開札）執行日において、鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置すること。同法第26条に規定する技術者にあつては、建築工事に対し、主任技術者となりうる実務経験を有するもので、引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者を適正に配置できること。
- (7) 公告日現在において、茨城県内に建設業法に基づく営業所（本店）、又は建設業法に基づく従たる営業所（支店等）を有すること。
- (8) 鹿嶋市、神栖市の納税義務に対し完納していること。

4 設計図書の閲覧及び貸出

(1) 設計図書の閲覧及び貸出

ア 設計図書は、鹿島地方事務組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

イ 設計図書の閲覧及び貸出を希望する場合は、下記に連絡すること。

鹿島港消防署（神栖市東深芝 13 番地）Tel0299-92-0119

※午前 9 時から午後 5 時（土、日曜日及び祝日を除く）

貸出については、必ず電話による事前予約及び時間を確認すること。

(2) 設計図書に対する質問及び回答

ア 受付期間 公告日から令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時までとする。

イ 受付方法 質問書（様式任意）により、鹿島港消防署に持参又は F A X（FAX 番号 0299-92-7046、到着を必ず確認）による。

ウ 回 答 質問があった場合の回答は、令和 7 年 8 月 26 日（火）に設計図書閲覧場所及び鹿島地方事務組合ホームページに掲載する。

<http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

5 入札方法等

(1) 入札方法： 持参のみ

(2) 入 札 書： 指定入札書による。

ア 入札書取得方法

(ア) 鹿島地方事務組合ホームページ 入札・契約情報からダウンロードすること。

(イ) 鹿島地方事務組合総務課（神栖市居切 6 6 0 番地 3）において配布

イ 入札書記載金額

入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。

(3) 入札用封筒： 任意とする。

(4) 鹿島地方事務組合財務規則等関係法令及び神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程を遵守すること。

(5) 工事費内訳書： 指定様式のとおり（組合ホームページ公告一覧からダウンロード可能。）とし、入札書に同封すること。入札者の商号又は名称及び氏名を記入し、押印すること。

6 入札（開札）

(1) 入札（開札）日時 令和 7 年 9 月 2 日（火） 午前 9 時 3 0 分

(2) 入札（開札）場所 神栖市居切 6 6 0 番地 3
公設鹿島地方卸売市場 会議室

7 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で、最低の価格の

申込をした者を落札候補者とする。（神栖市建設工事最低制限価格の設定に関する施行要領を確認すること。）

- （２）落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

８ 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり、一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

- （１）提出期限 入札日を含め２日以内
- （２）提出場所 鹿島地方事務組合総務課
- （３）提出方法 持参
- （４）提出書類 ①一般競争入札参加資格審査申請書
申請書の現場代理人選任については、神栖市建設工事執行規則を遵守すること。
②資格者証の写し
③建設業許可の写し
④最新の経営事項審査結果通知書の写し
⑤雇用を証明する書類の写し
⑥営業所の所在地を確認できる書類（有効期間内の建設業許可申請書の写し）
⑦市税の滞納が無いことを証する書類の写し（発効日が３ヶ月以内のものに限る）
（法人）完納証明書及び直近１年分の法人市民税の納税証明書
（個人）完納証明書
※鹿嶋市、神栖市に対し納税義務を有する者のみ

９ 落札者の決定

- （１）入札参加資格を証明する書類により、落札候補者の資格審査を申請書受理日から行い、その結果、入札参加資格があると認められる者を落札者に決定する。
- （２）入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。

１０ 入札保証金及び契約保証金

- （１）入札保証金 免除
- （２）契約保証金 要（契約金額の１０分の１以上の額とする）
 - ア 利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - イ 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

１１ 支払条件

- （１）前金払 有（契約金額の４割以内、保証事業会社の保証の取りつけを要する）
- （２）部分払 無

1 2 入札の無効

(1) 一般的事項

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 同一入札において2通以上の入札書を提出したとき。
- ウ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
- エ 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき。
- オ 入札書に記名及び押印(契約印)がないとき。
- カ 入札書が指定された方法で提出されないとき。
- キ 入札について不正の行為があったと認められるとき。
- ク 入札書と指定封筒の記載事項に相違があるとき。
- ケ 事後審査に必要な書類を期限までに提出しないとき。

(2) 工事費内訳書の提出が義務付けられている場合

- ア 入札書同封の封筒に工事費内訳書が同封されていないとき。
- イ 入札書及び工事費内訳書の記載事項が相違するとき。
- ウ 入札書記載の入札金額と工事費内訳書の合計金額が相違するとき。
- エ 指定された書式の工事費内訳書を使用しないとき。

1 3 その他

- (1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事ではありません。
- (3) CORINSに登録すること。
- (4) 事務の都合上、入札参加予定者を把握したいので、入札参加希望者は前日までに下記に連絡してください。（連絡が無くても入札は可能です。）
- (5) その他の詳細不明の点については、下記に照会のこと。

連絡先：鹿島地方事務組合総務課（電話 0299-90-1186）